

熊本都市計画用途地域(案)・特別用途地区(案) 住民説明会

益城町都市計画マスタープラン(令和2年3月策定)などの上位計画の策定・変更と益城台地土地区画整理事業の進捗に伴い、熊本都市計画用途地域※1の全体見直しを行います。併せて、用途地域の変更に伴い熊本都市計画特別用途地区※2を変更します。

- ※1 用途地域とは、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類あります。地域の目指すべき土地利用の方向を考えて、用途地域を設定することにより、それぞれの目的に応じ建築可能な建物の種類を決めることができます。
- ※2 特別用途地区とは、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など、特別の目的の実現を図るために指定するものです。市町村が地域の特性に応じて、用途地域による用途制限の強化や緩和を定めることができます。

広く住民の皆さんの意見を取り入れるため、住民説明会を開催します。

説明会について

日時 9月21日(木)、22日(金) 午後7時～
24日(日) 午前10時～

場所 益城町役場 2-4・5・6会議室

- 内容
- ・熊本都市計画用途地域の変更(案)に関する説明
 - ・熊本都市計画特別用途地区の変更(案)に関する説明
 - ・質疑応答

問 都市計画課 都市計画係 ☎ 286 - 3340

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

支給対象者

老齢基礎年金受給者

次の全てを満たす人

- ・65歳以上
- ・世帯全員の市町村民税が非課税
- ・年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下

障害／遺族基礎年金受給者

前年の所得額が約472万円以下の人

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！

日本年金機構や厚生労働省が、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

請求について

すでに年金を受給している人

対象となる人には、9月初旬から順次、日本年金機構(年金事務所)からお知らせを送付します。

同封のはがきが「年金生活者支援給付金請求書」となっていますので、必要事項を記入し提出してください。令和6年1月4日(木)までに手続きを終えると、令和5年10月分までさかのぼって受給できます。

これから年金を受給し始める人

年金の請求手続きと併せて、請求手続きをしてください。

年金生活者支援給付金の請求で不明な点は、「給付金請求ダイヤル」(☎0570-05-4092)に問い合わせてください。

問 健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113
熊本東年金事務所 ☎ 367 - 2503